

越監告示第 10 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第 9 項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和 5 年 10 月 5 日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中希世子

同 川崎俊之

記

- 1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施
- 2 監査の種類 財政援助団体等監査
- 3 監査の対象 ①監査執行団体・執行期間
社会福祉法人 越前市社会福祉協議会(出資、補助等、指定管理)
令和 5 年 8 月 28 日～8 月 29 日
②監査対象
令和 3 年度及び 4 年度中の財政的援助を与えた事務事業
- 4 監査の着眼点
令和 4 年度中に本市が交付した補助金等に係る出納その他の事務及び事業に関係する所管課の事務が、関係法令等にのっとり適正かつ効率的に行われているかという観点から監査を実施した。
なお、今年度は、①協定書や関係法令等の遵守 ②内部管理体制(出納関係処理の整備・保管状況、チェック体制等) ③所管課による管理監督や履行確認、審査等の実施を監査の重点項目とした。
- 5 監査の実施内容
監査対象の団体に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。
- 6 監査の結果
今回監査を実施した結果、おおむね適正に執行されていると認められるが、次の指摘事項については、速やかに是正措置をとられたい。なお、監査執行の際見受けられた留意すべき軽微な事務処理上の事項については、口頭にて

指導し改善を促した。

区 分	指摘事項
団体名	社会福祉法人 越前市社会福祉協議会(所管課:社会福祉課)
表 題	施設使用料の減免承認について
<p>社会福祉センターの使用料減免手続きにおいて、所管課の承認の処理が行われていなかった。令和元年度の監査においても指導しているが、改善されていなかった。</p> <p>使用料の減免承認は市長の権限であるため、適切な事務処理に改めるよう再度指摘する。</p>	